

議員提出議案第 6 号

議長の鳥取中部ふるさと広域連合議会議員及び
鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職を求める決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

平成 29 年 6 月 9 日提出

提出者	琴浦町議会議員	川本 正一郎
賛成者	同	桑 本 始

理 由 決議書のとおり

平成 29 年 6 月 日

琴浦町議会議長 手 嶋 正 巳

議長の鳥取中部ふるさと広域連合議会議員及び
鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職を求める決議

下記の理由により、手嶋正巳連合議員の辞職を求める決議をする。

記

琴浦町議会において、手嶋正巳議長の辞職勧告決議が可決された。
辞職勧告を受けた手嶋正巳議長は、琴浦町議会を代表する表記、両連合議員として不適格であるため、即刻両連合議員を辞職すべきである。

以上決議する。

平成２９年６月９日

鳥取県東伯郡琴浦町議会